

テクニカルデータシート

シーカコントロール 303 AER A

AE剤(I種)

概要

シーカコントロール 303 AER A [SikaControl-303 AER A] は、JIS A 6204「コンクリート用化学混和剤」に適合するAE剤(I種)で、コンクリート中に微細で安定した良質な空気泡を連行することができます。特に、AE剤を吸着しやすい骨材を用いる場合の空気連行性に優れています。

また、シーカコントロール 303 AER Aを用いると、単位水量が低減でき、ワーカビリティーの改善や耐久性の向上など、良好な品質のコンクリートを造ることができます。

特長

- 1. 微細で良質な空気泡を連行します。
- 2. 単位水量を低減します。
- 3. ワーカビリティーが改善できます。
- 4. ブリーディングやコンクリートの沈下を減少させます。
- 5. 凍結融解の繰り返し作用に対する抵抗性を向上させます。
- 6. コンクリートの凝結特性は、プレーンコンクリートとほぼ同程度です。
- 7. AE剤を吸着しやすい骨材を用いた場合でも、優れた空気連行性を示します。

主成分および物性

主成分	外観	密 度 (g/cm³、20℃)	全アルカリ量 [*] (%)	塩化物イオン量 [*] (%)
アルキルエーテル系陰イオン界面活性剤	淡黄色液体	1.02 ~ 1.06	1.1	0.01

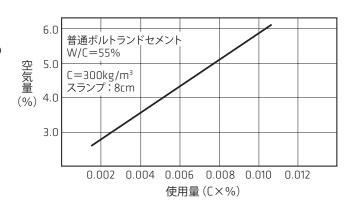
*全アルカリ量、塩化物イオン量は分析値例です。

用途

レディーミクストコンクリート、寒中コンクリート等の一般土木・建築用コンクリートをはじめ、コンクリート製品まで幅広くで使用頂けます。

使用量と空気連行性

シーカコントロール 303 AER Aの使用量と空気連行性の関係(例)を、右図に示します。



性能

シーカコントロール 303 AER AのJIS A 6204 による性能評価例

試験項目		A E剤 規定値	試験値	評価
減 水	率 (%)	6以上	7	適合
凝結時間の差 (分)	始 発	-60~+60	+10	適合
	終結	-60~+60	+10	適合
圧縮強度比	材齢 7日	95以上	103	適合
(%)	材齢28日	90以上	99	適合
長 さ 変 化 比 (%)		120以下	100	適合
凍結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数、%)		60以上	97	適合

使用材料 セメント:普通ポルトランドセメント3種混合 細 骨 材:大井川水系陸砂(密度2.63g/cm3、FM2.73) 粗 骨 材: 青梅産砕石 (密度 2.64g/cm³、MS20mm) 混 和 剤:シーカコントロール 303 AER A

使用及び取り扱い上の注意

- 1. 取り扱いに当たっては、保護マスク、保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用してください。
- 2. 飲み込んだ場合は、直ちに口をすすぎ多量の水を飲ませた後、専門医の診察を受けてください。
- 3. 皮膚に付着した場合は、速やかに水と石鹸で洗い流し、必要に応じて専門医の診察を受けてください。
- 4. 眼に入った場合は、速やかに清浄な水で十分洗眼した後、専門医の診察を受けてください。
- 5. 本製品は他の混和剤や雨水・異物等の混入がないように、また凍結しないように保管してください。(凍結温度:-1℃)
- 6. 凍結した場合は、温めながら静かに撹拌し、融解させてからで使用ください。
- 7. 使用及び取り扱いの前に、弊社の安全データシート(SDS)をお読みください。

荷姿

原液: 20kg ポリ内装箱

規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータ シートをご確認ください。

免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・ 施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、 商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図 する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注 文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のテクニカルデータシートの最新版をご参照ください。テクニカルデータシート の最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更す るには、いかなる場合でも、スイス・バールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。



2025.05.ver.2